

鹿島体育館整備事業の概要

1 事業の目的

子ども及び子育て世帯を中心とした住民が、安心してスポーツ活動ができる環境を整えるため「鹿島体育館」を整備し、運動不足の解消や健康増進に繋げる。

2 経過

平成23年3月11日の東日本大震災の影響により、「鹿島体育館」が被災し、半壊以上の被害を受けた。このため調査した結果、隣接する「まごころセンター」側に倒壊する恐れがあることが判明したことから、平成23年度において解体し、スポーツ施設条例から除外した。当時、建て直しについて検討したが、当該施設が不適格建築物であったため、その再建を断念し、当該施設の代替施設としては、千倉体育館及び前川原体育館、鹿島区内の小中学校体育館を活用することとした。

3 事業実施の理由

(1) 用途地域指定

鹿島体育館は、不適格建築物(台帳への登載なし)であったため、建築基準法の制限により新築することができなかったが、不適格建築物台帳に登載されている建築物について、県建築主事と協議した結果、同種同規模程度であれば改築することが可能となった。

(2) 場所及び放射線の影響からの現状

震災で小高区の小・中学校が鹿島区内の学校に仮設校舎で開校していることに伴い、授業や部活動における学校の体育館の利用も過密になっていることに加え、小高区を中心とした多くの避難者が鹿島区に居住したことで、2箇所屋内運動場の利用も過密になっている。また、屋外スポーツ団体の利用が屋内施設利用へシフトしている。

このため、子ども及び子育て世帯を中心とした住民の運動する機会が減少している。また、震災の影響による住環境悪化による生活様式の変化、原発事故に起因する屋外活動の自粛など、依然として、放射線への不安感から払拭されないことが大きな要因となり、子ども及び子育て世帯を中心とした住民の体力の低下が問題となっている。

(3) 鹿島区地域協議会及びスポーツ施設(体育館)利用団体からの要望

子ども及び子育て世帯を中心とした住民の運動不足の解消や健康増進を図るためには、鹿島体育館の再建は必須であり、拠点施設として、鹿島区内の多くの住民がその再建を待ち望んでいる。

(4) 鹿島区の住民一人当たりの面積

スポーツ施設(屋内施設)及び小中学校の体育館の面積を、居住者数及び利用者数で割り算した結果、原町区に比べ、いずれも住民一人当たりの面積が小さい現状である。

(5) スポーツ団体等の現状

震災前、鹿島区内の体育館4箇所の利用団体はスポーツ少年団等69団体であったが、震災後、体育館2箇所の利用団体は49団体と減少している。

また、震災前後の体育館の利用状況では、平成22年度が体育館4箇所の利用者38,456人(うち千倉体育館・前川原体育館の計20,503人)、平成24年度が体育館2箇所(千倉体育館・前川原体育館)の利用者36,572人となっており、大幅に利用者が増え、利用者間における利用重複が生じているため、スポーツ活動の場を確保できない状態である。

4 整備概要

(1) 鹿島体育館は、不適格建築物台帳に登載されている建築物であるため、現段階では、同種同規模程度の改築となることから、次の整備内容とする。

RC造2階建て(1,270㎡) 体育主室面積(1,026㎡)
バドミントンコート6面、バレーボールコート2面、バスケットボールコート1面など
ステージ、器具庫

(2) 年度別事業計画

平成25年度	実施設計、測量調査
平成26年度	建設工事(建築・電気・機械設備) 器具備品購入

(3) 事業費

・実施設計費	18,500千円
・工事費	336,550千円
内訳) 建築工事	299,530千円
電気工事	26,924千円
機械設備工事	10,096千円
・工事監理費	9,800千円
・備品購入費	10,500千円
合計	375,350千円

5 財源

福島定住等緊急支援交付金(補助率1/2)
震災復興特別交付税(1/2)

6 行政評価委員会の評価結果

スポーツ活動の場を広げると共に、放射線を気にせず屋内で安心して運動ができる環境を整備する必要があるため、鹿島体育館を整備することは、子ども及び子育て世帯を中心とした住民の運動不足の解消や健康増進に繋がる。また、地域の様々な活動促進の一助となるため、必要性・有効性・優先性が認められる。